

せん及びならの丸太(そま角及び最少横断面における丸身が30パーセント以上の製材を含む。)の輸出承認について

平成24年3月26日

平成24・03・12 貿局第2号

輸出注意事項第11号

輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第2の32の項の中欄に掲げるせん及びならの丸太(そま角及び最少横断面における丸身が30パーセント以上の製材を含む。)の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)によるほか、下記により行います。

なお、「せん、かば及びならの丸太(そま角及び最少横断面における丸身が30パーセント以上の製材を含む。)の輸出承認について」(平成18年9月19日付け平成18・09・11貿局第4号・輸出注意事項18第30号)は廃止します。

## 記

### 1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

### 2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の32の項の中欄に掲げるせん及びならの丸太(そま角及び最少横断面における丸身が30パーセント以上の製材を含む。)とする。

### 3 輸出規模の設定

- (1) 貿易経済協力局長は、輸出承認を行う輸出規模を数量で設定することができる。
- (2) 貿易経済協力局長は、必要と認める場合には、輸出規模の変更を行うことがある。

### 4 輸出承認の申請

- (1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に輸出承認申請書2通を提出するものとする。

- (2) 輸出承認申請の際の添付書類

輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し1通

### 5 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請に係る数量が上記3により設定された数量の範囲内であること及び当該申請が上記4に従って行われたものであることを確認の上、行うものとする。

### 6 その他の事項

この通達に基づき輸出承認を受けた者は、四半期毎に別紙様式による輸出実績報告書及び

輸出承認証（税関の確認印のあるもの。）の写し1通を農林水産省林野庁林政部木材利用課に提出しなければならない。

(別紙様式)

せん及びならの丸太の輸出実績報告書

提出年月日

輸出者名

住 所

電話番号

(単位：m3)

| 樹種 | 仕向地 | 輸 出 実 績 ( 年 度 ) |     |     |         |     |     |         |      |      |         |     |     |   |
|----|-----|-----------------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|------|------|---------|-----|-----|---|
|    |     | 第 1 四半期         |     |     | 第 2 四半期 |     |     | 第 3 四半期 |      |      | 第 4 四半期 |     |     | 計 |
|    |     | 4 月             | 5 月 | 6 月 | 7 月     | 8 月 | 9 月 | 10 月    | 11 月 | 12 月 | 1 月     | 2 月 | 3 月 |   |
|    |     |                 |     |     |         |     |     |         |      |      |         |     |     |   |
|    |     |                 |     |     |         |     |     |         |      |      |         |     |     |   |
|    |     |                 |     |     |         |     |     |         |      |      |         |     |     |   |
| 計  |     |                 |     |     |         |     |     |         |      |      |         |     |     |   |

- 注（１）樹種欄には、せん又はならのうち、いずれかを記入する。
- （２）仕向地欄には、輸出承認証に記載されている仕向地（国又は地域名）を記載する。
- （３）用紙は、A列４番縦長とする。